

# こうけんでこうけん 後見DE貢献<sup>®</sup>

～IKUKOのつぶやき～



2022年7月1日  
発行所  
オールフォーワングループ

国松司法書士法人  
行政書士国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所  
〒1850021  
東京都国分寺市南町三丁目22番2号  
ゼルコバビル4階  
TEL0423000255 fax0423000256  
office@kunimatu.jp

今年は春先からの雨の多さに輪をかけて、東京あたりは梅雨入りが早かったようです。雨に打たれるあじさいの花を堪能するのは、この季節ならではの楽しみで、様々な色と種類のあじさいが雨傘のように美しく咲き誇る様子は、この世の中の不穏な空気とは全く別世界にあるものにしか見えないのではなぜでしょうか。

さて、成年後見制度の開始から22年が経過した今、私たちはそのニーズの高まりと制度の不自由さとのギャップを埋めるべく、大きな改革の流れの中にいます。

先日ある被後見人の方の重篤な病気の治療方針について、医療従事者との会合に当該治療を受けるべきご本人（被後見人）が不在であったことに気づきました。医師と看護師、親族と後見人である当方（国松司法書士法人）とが参加して治療方針を決めようとしたのです。

「いや、待てよ・・・ご本人はどう思っているんだ？」・・・その視点。  
いくら知的障害で自己判断が難しいとはいえ、自分で判断できないと決めつけてしまっていないだろうか。  
ご本人の意思決定支援・・・研修で何度も耳にしたけれど、実務ではまだまだだと痛感した出来事でした。

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

さて、成年後見制度の基本計画は、平成29年度から令和3年度までを最初の計画の期間として安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきました。



IKUKO

これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあります。また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みも整備されつつあります。その一方で、後見人等が決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の**不安や不満につながっている**という指摘や、**成年後見制度や相談先等の周知がまだ十分ではない**という声もあります。特に**小規模の町村ではネットワークづくり等、体制整備が進んでいません**。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えて、認知症高齢者が増加する等（いわゆる2025年問題）成年後見制度の利用を含む、権利擁護支援のニーズがさらに多様化および増大する見込みであるといわれています。そのため、こうした状況に適切に対応する必要があります。そこで、新たな基本計画＝第二期計画を定め施策の推進を図ることが決まりました。

## 第二期成年後見制度利用推進基本計画

尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を促す権利擁護支援の推進～

第二期計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。地域共生社会の実現や、成年後見制度の基本理念であるノーマライゼーション、自己決定権の尊重を大事にすることなど、理解はできても、日々のなかで具体的に自らが行動し、その上、地域の中でも役割を果たしていくとなると、さらなる努力と行動力・体力が求められます。つまり…

今後、私たち身近な法律の専門家としては、**緊憚一番の決意で取り組む必要があります！**



★コロナ禍となってから、ご本人やご家族と直接お会いすることが難しくなりました。状況がめまぐるしく変わる中、各施設でも工夫されリモートの導入も進んでいます。当法人でもzoomなどを利用する機会が増えました。入居施設と繋がり久しぶりにお顔を見ただけでもホッとします。★リモートも最初の頃は、(\*^o^\*)顔は写るのに音♪♪が聞こえず(；\_；)慌てて操作してバタバタ慣れないこともたくさんありました。ご高齢の方ですと、不思議そうに画面を見て「これ、今なの？」「話ができるの？」「元気だよ」「今からすぐこっちへ来る？」と、ニコニコと手を振りながらいつの間にか画面から外れてしまったり（笑）逆に近づきすぎて画面が黒くなったり！なんて笑い話みたいなこともありました。



★安心して、いつでもお会いできる日が1日も早く来ますように！と願うばかりです。

YouTube

国松偉公子の  
相続相談室  
(\*^o^\*)



★LINE★

国松司法書士法人  
新アカウント  
友だち追加  
どうぞよろしく☆

